

# Q. 小規模企業共済に加入していますか？

表面へ

A. 入っています

A. 入っていません



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を  
実感している皆様へ **お得な** 情報



## 共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。配偶者や後継者が該当する場合があります。

## 他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）に役員として登記があれば、会社等の役員として加入できます。



## しかも加入時の年齢制限なし！

60歳を過ぎても、現役で仕事をしていれば本共済に加入できます（年齢制限なし）。

### 共済金の受け取り（満期・満額はありませぬ。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。）

#### ■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付（180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求）
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付（同上） ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

#### ■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り（掛金月額1万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円 (1.5%)	1,260,800円 (1.0%)
20年	2,400,000円	2,786,400円 (1.5%)	2,658,800円 (1.0%)
30年	3,600,000円	4,348,000円 (1.2%)	4,211,800円 (1.0%)

#### 共済金A・Bについて

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります）
- ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額と同額となります。
- ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は、1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合、概ね1.0%に見合ったものとなります。
- ④共済金Bの額は、掛金を「**予定利率**」と**概ね同率の1.0%の率**で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

※（ ）は共済金の受取額に応じた利回り（複利運用した年利率）です。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※共済事由等の詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。

※「**予定利率**」は、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見通し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。

Be a Great Small.  
**中小機構**

小規模企業共済

小規模共済

検索

TEL **050-5541-7171**  
(共済相談室)

お問い合わせ・お申し込みは

**鶴見青色申告会**

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145 FAX 045-502-0063